

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	アカウント登録Webシステム運用保守業務
発 注 課	システム調整課
選 定 事 業 者	株式会社エストコスモ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、イントラネット及びNEWSネットのユーザアカウント及びコンピュータアカウントを管理する「アカウント登録Webシステム」に対して運用保守を行うものであり、履行にあたっては、本システムに関する知識が必須である。 上記事業者は、本システムを構築し、その後の運用保守業務も適正に履行していることに加え、稼働するサーバやネットワークの構成、設定内容を熟知していることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく、安全確実に業務履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和7年2月6日